

令和2年第4回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和2年 5 月 1 5 日 (金)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言19時00分 閉会宣言19時35分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。

無し

6. 遅刻者は次のとおりです。

無し

7. 早退者は次のとおりです。

無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課参与	三浦厚
学校教育G総括主査	土井泰宣	学校教育G主任	熊谷駿佑
学校教育G主事	中川広樹		

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第19号	清里町教育推進計画策定委員の委嘱について
議案第20号	清里町社会教育中期計画策定委員の委嘱について
議案第21号	清里町教育推進計画策定に係る諮問について
議案第22号	第9次清里町社会教育中期計画策定に係る諮問について

10. 議事の経過

別紙

第4回清里町教育委員会会議 議事録

令和2年5月15日(金)

議 長	<p>ただいまから、令和2年 第4回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、 福田委員 と 高見委員 を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第19号 清里町教育推進計画策定委員の委嘱 について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただ今上程されました、議案第19号「清里町教育推進計画策定委員の委嘱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>清里町教育推進計画は、計画期間を令和3年度から令和7年度として本年度策定するもので、本町の中期的な教育推進の指針となるものです。</p> <p>委員につきましては、清里町教育推進計画策定委員会設置要綱に基づき委嘱するもので、</p> <p>委員候補者は、次のページの名簿のとおり、清里町内各小中学校長2名、清里町内各小中学校 PTA 会長2名、清里町社会教育委員長と副委員長2名、清里町スポーツ推進委員長と副委員長2名の合計8名となっております。</p> <p>なお、任期は、令和2年5月1日から令和3年3月31日となります。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第19号 清里町教育推進計画策定委員の委嘱 について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第19号 清里町教育推進計画策定委員の委嘱 については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第20号 清里町社会教育中期計画策定委員の委嘱に</p>

	<p>ついて を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただ今上程されました、議案第 20 号「清里町社会教育中期計画策定委員の委嘱について」提案理由の説明を致します。</p> <p>清里町社会教育中期計画は、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度として本年度策定するもので、本町社会教育の中期的な指針となるものです。</p> <p>委員につきましては、清里町社会教育中期計画策定委員会設置要綱に基づき委嘱するもので、委員候補者は、次のページのとおり、社会教育委員 15 名、スポーツ推進委員 15 名及び公募委員 2 名の合計 32 名となっており、表の右側下段、春名さんと佐藤さんが公募委員となっております。</p> <p>なお、任期は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日となります。 以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第 20 号 清里町社会教育中期計画策定委員の委嘱について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 20 号 清里町社会教育中期計画策定委員の委嘱について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第 4 議案第 21 号 清里町教育推進計画策定に係る諮問について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただいま上程されました、議案第 21 号「清里町教育推進計画策定に係る諮問について」提案理由の説明を致します。</p> <p>今回の提案は、清里町教育推進計画を策定するにあたり、先ほど議決いただきました策定委員会の委員長に対し、計画の策定について諮問するものです。</p> <p>諮問の理由については読み上げて提案と致しますので、次のページをお開きください。</p> <p>(諮問文 本町の教育は「第 5 次清里町総合計画」を基本計画とし、「ふるさと (郷土) に誇りを持ち、未来に向かって人と文化を育む教育のまち」を基本目標とした「教育推進計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)」に基づいて推進されています。</p> <p>これまでの間、本町の教育を取り巻く環境は大きく変化し、幼児教育においては、幼小連携や幼保一元化、義務教育においては小学校の</p>

	<p>統廃合や小中一貫教育、アクティブラーニングの視点からの新学習指導要領への対応などの課題が山積しており、社会教育についても人口減少時代の新しい地域づくりに向けた在り方が問われているところです。</p> <p>こうしたなか本町では、持続可能な地域づくりを担う人材の育成とそのための環境整備を計画的に展開していく必要があります。</p> <p>以上のことから、現在新たに町が策定中の「第6次清里町総合計画」及び「教育大綱」との整合性を図りながら、まちづくりにおける教育が果たすべき役割と課題を明確にしたうえで、本町のこれからの教育指針となる「清里町教育推進計画（令和3年度～7年度）」を策定しようとするものです。</p> <p>以上の内容で諮問いたします。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第21号 清里町教育推進計画策定に係る諮問について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第21号 清里町教育推進計画策定に係る諮問については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第5 議案第22号 第9次清里町社会教育中期計画策定に係る諮問について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただいま上程されました、議案第22号「第9次清里町社会教育中期計画策定に係る諮問について」提案理由の説明を致します。</p> <p>今回の提案は、第9次清里町社会教育中期計画を策定するにあたり、先ほど議決いただきました策定委員会の委員長に対し、計画の策定について諮問するものです。</p> <p>諮問の理由については読み上げて提案と致しますので、次のページをお開きください。</p> <p>(・・・・・・・・・・諮問文・・・・・・・・・・)</p> <p>以上の内容で諮問いたします。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。

各委員	(質疑なし)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第22号 第9次清里町社会教育中期計画策定に係る諮問について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第22号 第9次清里町社会教育中期計画策定に係る諮問については、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉会いたします。</p>